

水源環境保全・再生施策における新たなシカ捕獲の手法の追加について

1. 水源環境保全・再生施策に奨励金交付事業の手法を取り入れる理由

丹沢大山地域でシカ生息密度が低下していないため植生回復がみられない場所があること、丹沢大山周辺地域でシカの定着等が進んでいることを踏まえ、森林整備と一体となったシカ管理捕獲を強化するため、県だけでなく、市町村や森林管理者など多様な主体が取り組んでいくことが求められます。そこで、市町村が行う森林整備地周辺のシカ捕獲に対し、水源税を財源として奨励金交付事業を実施します。

2. 水源税充当の対象

以下の2つの考え方を満たす森林での捕獲に対してのみ税を充当します。

- (1) 神奈川県ニホンジカ管理計画における保護管理区域での捕獲のうち、確保森林近傍でのシカの捕獲。
- (2) 森林管理者からの被害届の提出のあった森林での捕獲、または市町村による現地確認等により植生回復の遅れが確認された森林での市町村が行う捕獲。

3. 対象地確認の方法

上記2の考えに基づいた水源税の充当を明確化するため、以下の2点の運用を徹底します。

- (1) 予め県から市町村に対して、「上記2. 水源税充当の対象」の(1)の条件をクリアする森林を明示した図面を配布し、市町村はその図面を参考にして該当エリアか否かを確認。
- (2) エリア内である場合には、捕獲予定箇所のある森林について被害届が提出されているか、または市町村自ら現地に赴き植生回復の遅れがある等、水源環境保全上のシカ捕獲の必要性を判断する。

こうした運用を徹底し、水源税を充当するケースを限定してまいります。